

商標出願のポイント

拒絶理由を避けてスムーズに権利化

特許庁審査業務部商標課



1 商標（商標権）とは何か及び権利化までの流れ

2 商標出願のポイント（1）
（識別性、公益的な不登録事由、先願）

3 商標出願のポイント（2）
（使用の疑義、不明確な商品・役務）

4 参考情報



会社のロゴマーク



オリジナルの商品名



オリジナルのサービス名

意識していても
意識していなくても
みんな商標ユーザー

商標の種類

文字

LAWSON

登録第5654009号

図形



登録第3085606号

文字と図形の組合せ



登録第4653825号

立体



登録第4157614号

etc.

商標を作り、使い続けることで
商標に “ブランド力” が備わる

売上UP！ 商品・会社の知名度UP！
社員のモチベーション・士気向上！

価格競争からの脱却

他の商品も知られるように

取引や営業がうまくいく

ライセンスの引き合い

就職希望者UP

商標権を取得することで 商標を守る・権利を活かす

安心して商標を使える

商標による差別化

模倣品を排除

警告や訴訟で排除、税関で輸入差止め、
ECサイトから削除

普通名称化を防止

登録商標であることを明示してブランド力を維持
(商標が商品・サービスの普通名称になるのを防ぐ)

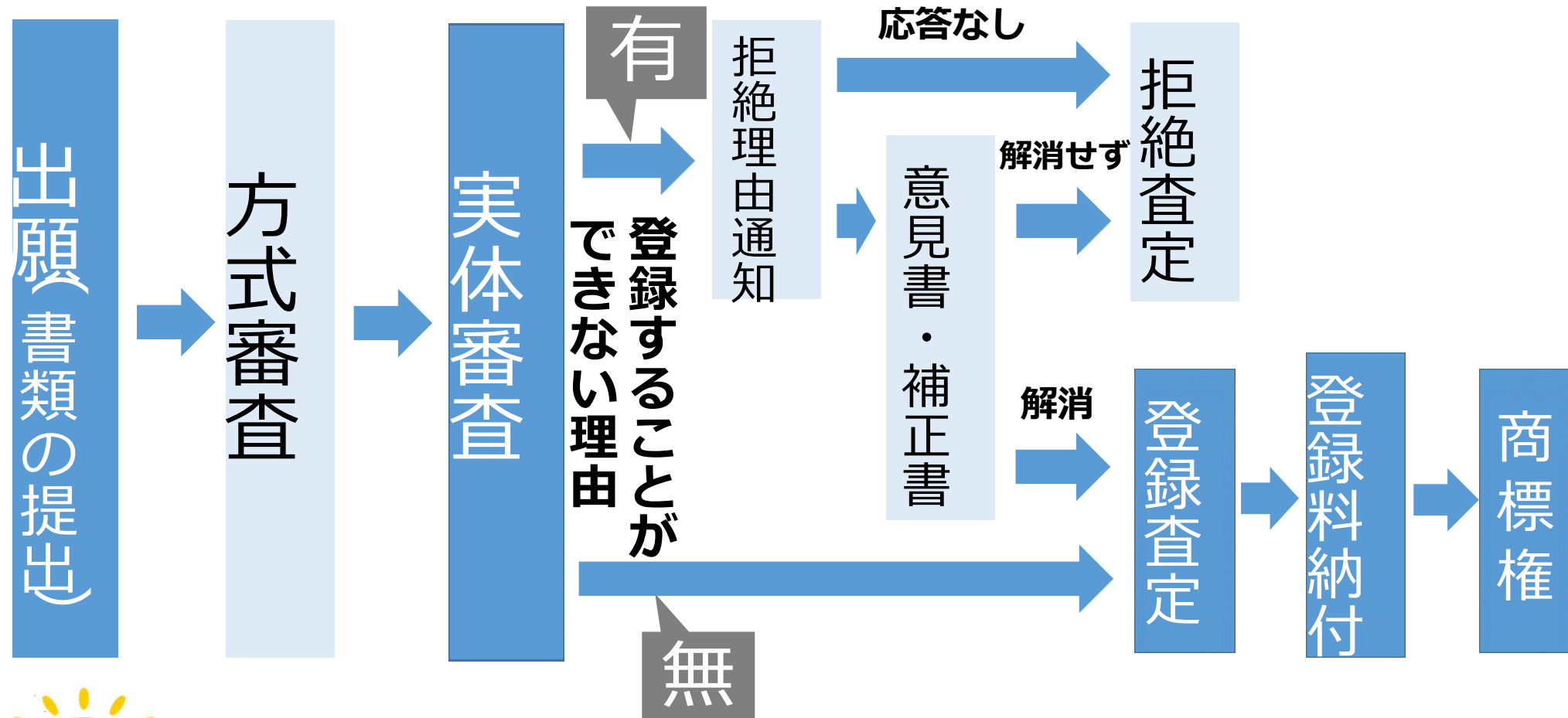
ライセンスで
収入・知名度UP

ライセンス収入、コラボ商品で知名度UP

取引先などからの
信頼・評価UP

商標権が取引時の信用につながる

商標権を取るまでの流れ



特許庁に出願し審査を経て、登録されることで商標権は発生！



出願に向けた動き

- ① 知財総合支援窓口にご相談（参考 3）
- ② 弁理士に依頼（参考 4）
- ③ 自ら出願

おすすめ



初めてだったらここを読む～商標出願のいろは～

<https://www.jpo.go.jp/system/basic/trademark/index.html>



ENHANCED BY Google



用語解説

ホーム

お知らせ

制度・手続

支援情報・
活用事例

資料・統計

特許庁に
ついて

お問い合わせ
Q&A

[ホーム](#) > [制度・手続](#) > [はじめての方へ](#) > 初めてだったらここを読む～商標出願のいろは～

初めてだったらここを読む～商標出願のいろは～

【出願したい！まずその前に…】

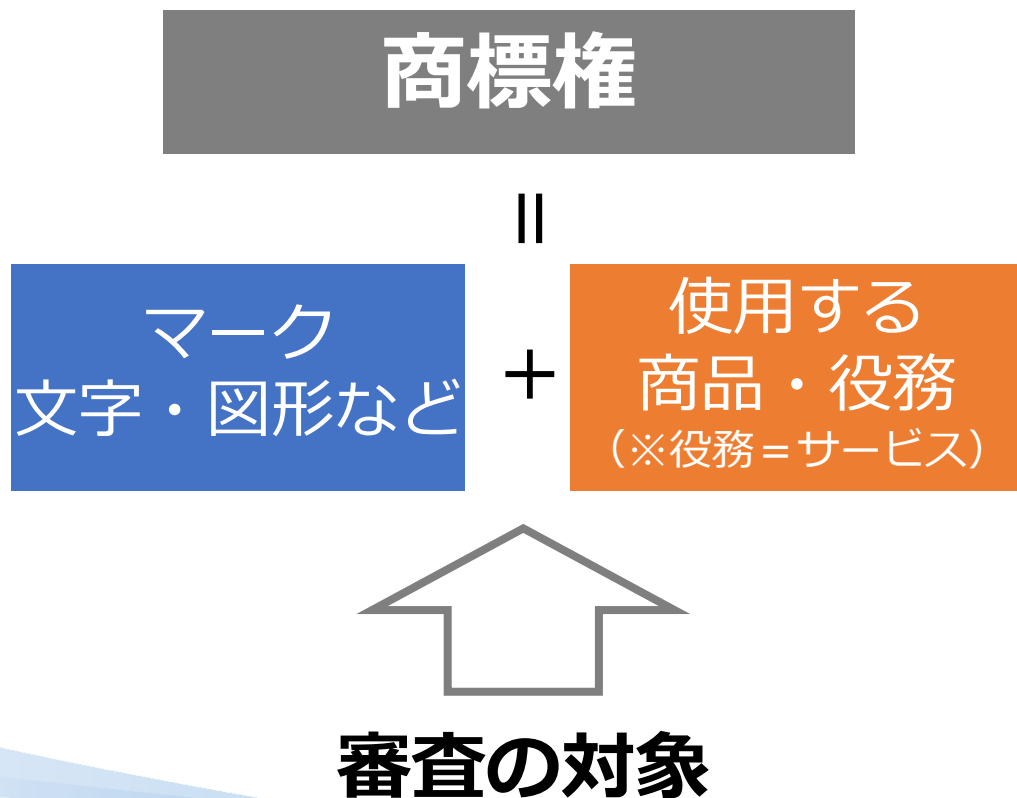
- [そもそも商標って？商標権を取るメリットは？](#)
- [商標権は出願したらすぐに取れるの？商標権を取るにはいくらかかるの？](#)
- [出願前にやるべきことは？](#)

【いざ、出願！】

- [出願までの流れ](#)
- [出願書類の様式ダウンロード（「知的財産相談支援・ポータルサイト」（外部サイトヘルリンク））](#)
- [願書の書き方が知りたい（「知的財産相談支援・ポータルサイト」（外部サイトヘルリンク））](#)
- [指定商品・指定役務の区分や記載方法が知りたい](#)
- [電子出願がしたい（「電子出願ソフトサポートサイト」（外部サイトヘルリンク））](#)

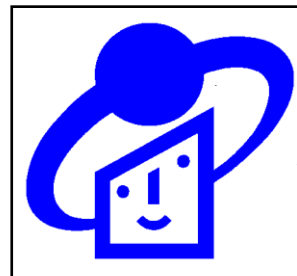
商標権の構成と出願書類

- ・ 商標権は、「マーク」とそれを使用する「商品・役務」からなる
- ・ 出願書類には、「マーク」と「商品・役務」を記載し、これらが審査対象となる



【書類名】 商標登録願
【整理番号】 ○○○○○○

(【提出日】 令和○年○月○日)
【あて先】 特許庁長官 殿
【商標登録を受けようとする商標】



使用する商標
(1出願につき1商標)

使用する商品・役務を記載
(区分も記載)

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第12類】

【指定商品(指定役務)】 自動車

【第37類】

【指定商品(指定役務)】 自動車の修理

【商標登録出願人】

【識別番号】 0 1 2 3 4 5 6 7 8

【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-4-3

【氏名又は名称】 商標株式会社

【代表者】 商標 太郎

【電話番号】 03(3581)1101

1 商標（商標権）とは何か及び権利化までの流れ

2 商標出願のポイント（1）
（識別性、公益的な不登録事由、先願）

3 商標出願のポイント（2）
（使用の疑義、不明確な商品・役務）

4 参考情報

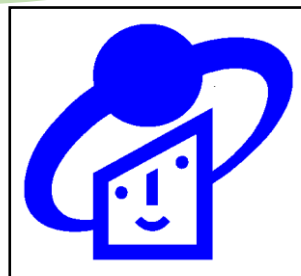


商標出願のポイント

1. 商標が“目印”として機能するか？
2. 商標が社会的に問題ないか？
3. 商標が他人の商標と紛らわしくないか？
4. 商標を使用するか？
5. 商標を使用する商品・役務は明確？

1. 商標が“目印”として機能するか？

他人の商品・役務と区別できる特徴が商標にあるか？



辞書、新聞、インターネットではどのように使われているか？

商品・役務との関係でどのように使われているか？

【商標登録願】
〇〇〇〇
〇月〇日)
長官 殿
【受けようとする商標】
【商標登録出願人】
【識別番号】 0 1 2 3 4 5 6 7 8
【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3—4—3
【氏名又は名称】 商標株式会社
【代表者】 商標 太郎
【電話番号】 03 (35
【手数料の表示】
【予納台帳番号】 1 2 3 4 5 6
【納付金額】 2 0 6 0 0

出願人以外の者も使っているか？

1. 商標が“目印”として機能するか？

商標は自分の商品・役務と他人の商品・役務とを区別するために使用するもの。
よって、ブランドの“目印”にならない商標は登録できない。

以下に該当する商標は拒絶されるため、出願前に確認！

商品・役務の普通名称	例：商品「パーソナルコンピュータ」に「パソコン」
慣用されている商標	例：商品「清酒」に「正宗」
産地や品質などの表示	例：商品「肉製品」に「炭焼き」
ありふれた氏、名称	例：佐藤、田中商店、山田株式会社
極めて簡単な標章	例：アルファベット2文字（「AB」など）
その他（目印として機能しない商標）	例：地模様、宣伝広告として一般に使用される語

1. 商標が“目印”として機能するか？

【目印として機能せず、商標登録できなかった商標の例】

商品「メロンを用いたクリームソーダ」に

商標「メロンまるごとクリームソーダ」を使っても・・・

「メロンをまるごと使用したクリームソーダ」と思われるだけで、目印として機能しない

(知財高裁平成28年4月14日判決 平成27年(行ケ)第10232号)

役務「電気通信機械器具の修理又は保守」に

商標「ネットワークおまかせサポート」を使っても・・・

「コンピュータネットワーク関係を他人にまかせてサポートしてもらうサービス」と思われるだけで、目印として機能しない(知財高裁平成26年8月6日判決 平成26年(行ケ)第10056号)

✓需要者又は取引者の一般的な認識に基づいて審査。

✓他人が使っていない新しい言葉であっても、商品の品質や役務の質などと認識されるものは登録不可。

1. 商標が“目印”として機能するか？

【目印として機能し、商標登録しうる商標の例】

商品「メロンを用いたクリームソーダ」



メロンまるごとクリームソーダ



の図形部分が目印になるためOK！



まるごとクリームソーダ

「メロン」部分が特徴的で目印になるためOK！

- ✓ 文字のみでは登録できない商標であっても、目印となる部分（図形、特徴的な書体、社名など）が含まれていれば登録可能。
- ✓ このような商標を登録した場合、「メロンまるごとクリームソーダ」の文字は商品（メロンを用いたクリームソーダ）の品質を表示したに過ぎないため、原則、他人の「メロンまるごとクリームソーダ」の文字の使用は禁止できない点に注意！

1. 商標が“目印”として機能するか？

【商品の品質表示として認識される（目印とならない）部分が共通するだけでは、類似の商標に当たらないとされた事例】



原告の登録商標
指定商品：「茶入りコーヒー」など



被告の使用標章
使用商品：カフェラテにほうじ茶を組み合わせた飲料

被告標章（右）は、原告の商標権（左：図形と文字の結合商標）を侵害しているか？という訴訟

- ✓ 「T e a C o f f e e」の文字は、原告商標の指定商品に使用するときには、「茶とコーヒーを組み合わせた飲料」という商品の品質（内容）又はその原材料を記述的に表示しているものとして認識される（＝目印として機能しない）
 - ✓ （目印として機能しない）「T e a C o f f e e」の文字部分が類似するというだけで、原告商標と被告の使用標章が類似することはできない
- として、被告標章の使用は商標権を侵害しないと判示。**

（大阪地裁平成31年3月14日判決 平成30年（ワ）第4954号）

⇒品質表示として認識される部分は、他社が品質表示として使用する可能性も高く、仮に当該部分を含む商標を登録したとしても、その部分をもって権利行使することは困難。



商標出願のポイント

1. 商標が“目印”として機能するか？
2. 商標が社会的に問題ないか？
3. 商標が他人の商標と紛らわしくないか？
4. 商標を使用するか？
5. 商標を使用する商品・役務は明確？

2. 商標が社会的に問題ないか？

国旗と似ていないか？

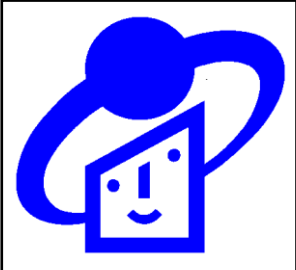
公的な団体や事業を表す著名なマークと似ていないか？

歴史上の人物名でないか？

商品の品質又は役務の質について誤認を生じるおそれがないか？

商標登録願
○○○○○
令和○年○月○日)
特許庁長官 殿

【商標登録を受けようとする商標】



【役務並びに商品及び役務の区分】
自動車

【商標登録出願人】
【識別番号】 0 1 2 3 4
【住所又は居所】 東京都千代田区
【氏名又は名称】 商標株式会社
【代表者】 商標 太郎 印 又は 識別ラベル
【電話番号】 0 3 (3 5 8 1) 1 1 0 1
【手数料の表示】
【予納台帳番号】 1 2 3 4 5 6
【納付金額】 2 0 6 0 0

2. 商標が社会的に問題ないか？

- 公益的な団体、事業などを表示する著名な標章と同一又は類似の商標
例えば・・・

〇〇万博



O L Y M P I C

⇒公益団体など自身しか登録できない！

- 歴史上の人物名（周知・著名な故人の人物名）からなる商標

例えば・・・

平

清盛

⇒公益的な施策（平清盛を利用した地域おこしなど）に利用されていて、その公益的な施策遂行が阻害されるおそれがある場合は、登録できない！

2. 商標が社会的に問題ないか？

●商品の品質又は役務の質の誤認を生じるおそれのある商標

指定商品「米」について、商標「新潟○○」

⇒「新潟県産の米」以外の「米」に使用すると、
需要者が商品の品質について誤認するおそれ有り

⇒拒絶理由の対象

- ✓ 商標の構成中に産地表示や品質表示などに該当する語を含む場合、
指定商品・役務の記載に注意が必要！
- ✓ 例えば商品「米」に「新潟」の文字を含む商標を出願する場合、**指定商品「新潟県産の米」**で出願すればこの拒絶理由はかからない。



商標出願のポイント

1. 商標が“目印”として機能するか？
2. 商標が社会的に問題ないか？
3. 商標が他人の商標と紛らわしくないか？
4. 商標を使用するか？
5. 商標を使用する商品・役務は明確？

3. 商標が他人の商標と紛らわしくないか？

他人の商標と紛らわしい商標は登録できない！

その判断のポイントは、①商標が類似か？

②商品・役務が類似か？

「同じ業者の商品・役務だと勘違いするかどうか」という観点から判断！

①商標の類似の判断方法



この3要素を総合的に検討！

3. 商標が他人の商標と紛らわしくないか？

具体例（知財高裁平成28年5月18日判決 平成27年（行ケ）第10246号）



「Pro」部分は「プロ，玄人，専門家」を意味する
「professional」の短縮語で、目印にはならない。
⇒「Photomaker」部分だけに注目して取引される。

- ✓ 称呼：同一「フォトメーカー」
- ✓ 外観：構成する文字のつづりが同一
- ✓ 観念：同一「写真を作る人」

3. 商標が他人の商標と紛らわしくないか？

具体例（知財高裁令和元年12月26日判決 令和元年（行ケ）第10104号）

出願商標



類似



登録商標

EMPIRE

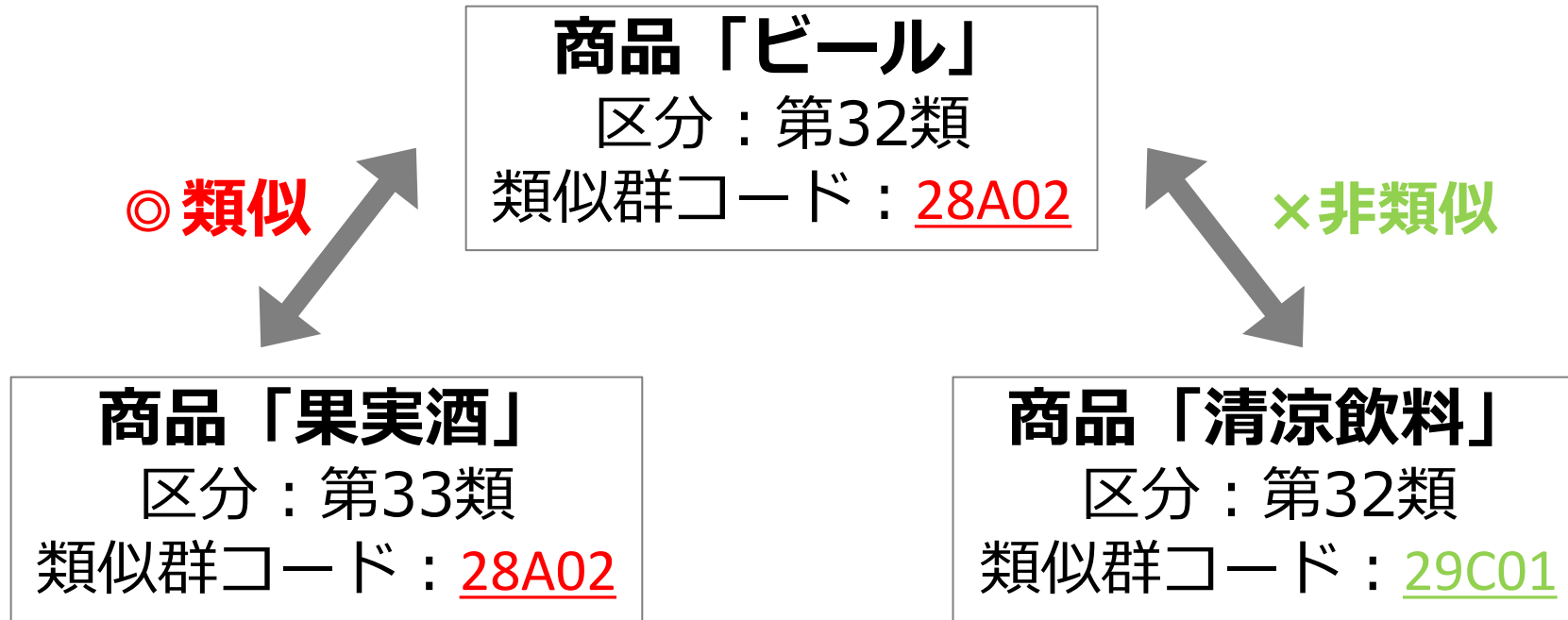
出願商標の指定役務「レストランにおける飲食物の提供」を行う業界では、お店の名前や看板に牛をモチーフとした図形や「STEAK HOUSE」の文字が一般的に使用されている。それらは、他人のサービスと区別させる力が弱い。

⇒「EMPIRE」部分だけに注目して取引される。

- ✓ 称呼：同一「エンパイア」
- ✓ 外観：構成する文字のつづりが同一
- ✓ 観念：同一「帝国」

3. 商標が他人の商標と紛らわしくないか？

②商品・役務の類似の判断方法



類似群コードとは？

- ✓ 生産・販売部門、用途などにおいて共通する商品・役務をグルーピングした5桁のコード
- ✓ 同じ類似群コードが付与されている商品・役務は、区分が異なったとしても、審査では互いに類似するものと推定

3. 商標が他人の商標と紛らわしくないか？

紛らわしい商標があるか調べる方法



J-PlatPat トップページ



商品・役務名検索

商品・役務名等から指定商品・指定役務名等を検索できます。検索のキーワード内は、スペース区切りでOR検索します。

【参考情報】

商品・役務の区分又は類似群コードに関する資料 → [類似商品・役務審査基準](#)、[商品・サービス国際分類表](#)

注意事項 → [商品・役務を指定する際の御注意](#)、[商品・役務名検索の利用に当たって](#)

その他 → [分類に関する最近のお知らせ](#)、[採用できない商品・役務名について](#)

国際分類版(期間)

- ☒ 国際分類第12-2024版 (令和6(2024)年1月1日からの出願に適用)
- ☐ 国際分類第12-2023版 (令和5(2023)年1月1日から令和5(2023)年12月31日までの出願に適用)
- ☐ 国際分類第11-2022版 (令和4(2022)年1月1日から令和4(2022)年12月31日までの出願に適用)

データ種別

- ☒ 類似商品・役務審査基準
- ☒ 商品・サービス国際分類
- ☒ TM5 IDリスト
- ☒ 審査において採用された
- ☒ WIPO Madrid Good
- ☒ 採用できない商品・役

使用する言語

- ☒ 日本語
- ☐ 英語

検索キーワード

商品・役務名

コンピュータ

① 「商品・役務名」欄に
商標を使用する商品・役
務名を入力して検索

3. 商標が他人の商標と紛らわしくないか？

区分
例) 03 5 08 27 30 42

類似群コード
11C01

④「類似群コード」欄に反映されたら「商標検索にセット」をクリック

商標検索にセット

②入力した語を含む商品・役務名がヒットするので、商標を使用する商品・役務に近いものを選ぶ

③選んだ商品・役務名に対応する類似群コードをクリック

検索ヒット件数 (37)

No.	区分	データ種別	出願番号/ 国際登録番号	商品・役務名(日本語)	商品・役務名(英語)	類似群コード
1	09	 	-	コンピュータ	computers	11C01
2	09	 	-	コンピュータの画面保護用フィルム	protective films adapted for computer screens	11C01
				コンピュータソフトウェアアプリ		

3. 商標が他人の商標と紛らわしくないか？

検索対象種別

☒ 出願・登録情報 ☐ 公報 電子化された公報(2000年以降)のみが対象となります。

商標(マーク)

検索項目: 商標(検索用) キーワード: ?ADPAS?

AND

検索項目: 称呼(単純文字列検索) キーワード: ?アドパス?

AND

図形等分類: 例) 1.1.10.1

商品・役務

検索項目: 類似群コード キーワード: 11C01

その他の検索キーワード

検索項目: 出願人/権利者/名義人 キーワード: 例) 出願太郎

⑥ 検索！

検索オプション

オプション指定: なし

検索 クリア

⑤ 「商標(マーク)」の検索項目に任意の文字を入力
「商標(検索用)」

⇒入力した文字からなる商標が検索できる
例: ?ADPAS?

「称呼(単純文字列検索)」

⇒入力した文字のとおり読む商標が検索できる
例: アドパス

どちらも「？」を使えば前方、後方、中間一致検索も可能！

(「？」を使わないと完全一致検索に)

「称呼(類似検索)」

⇒入力した称呼と類似する商標が検索できる
例: アドパス
(類似する可能性のある商標の検索が可能)

3. 商標が他人の商標と紛らわしくないか？

No.	出願番号/ 登録番号/ 国際登録番号 ▲	商標見本	商標 (検索用)	称呼 基準 ▲	称呼 (参考情報)	区分	出願人/ 権利者/ 名義人	出願日/ 国際登録日 ▲ (事後指定日)	登録日 ▲	ステータス ▲	各種機能
1	登録6297512 (商願2019-103297)		ADPAS	-	アドパス	09 42 45	特許庁長官	2019/07/30	2020/09/29	 存続-登録-継続	経過情報 公報表示 URL

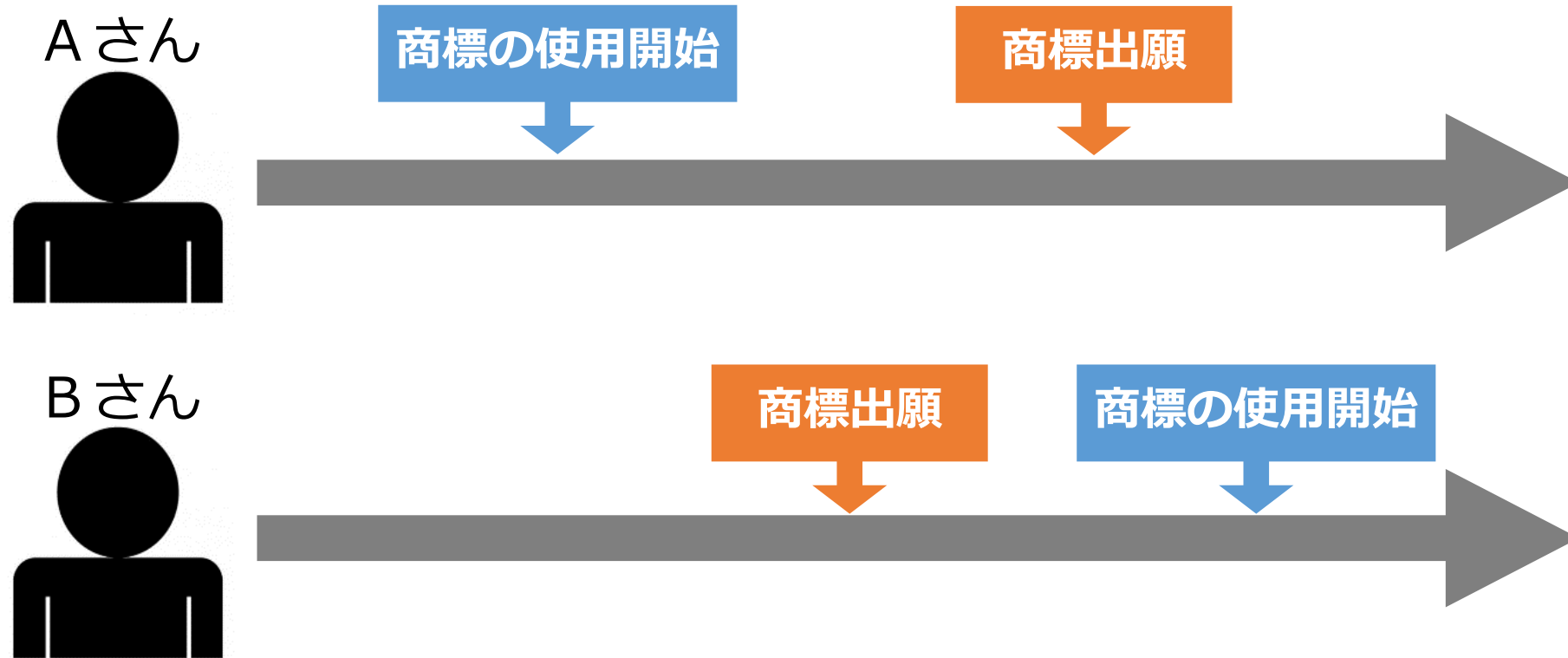
⑦「商標見本」欄に、検索条件に該当する出願・登録商標が表示される
⇒検索条件を工夫することで、自分の商標と似た商標が先に出願・登録されていないか調査できる！！

もしも類似の商標が見つかったら、以下の対応の検討が必要。

- ・自分の商標を変更する
- ・商標を使用する商品・役務の範囲を狭めて、商品・役務が類似しないようにする

3. 商標が他人の商標と紛らわしくないか？

類似の商標が2つ以上出願されたとき



先に「使い始めた」方ではなく、先に「出願した」方が優先される！

1

商標（商標権）とは何か及び権利化までの流れ

2

商標出願のポイント（1）

（識別性、公益的な不登録事由、先願）

3

商標出願のポイント（2）

（使用の疑義、不明確な商品・役務）

4

参考情報



商標出願のポイント

1. 商標が“目印”として機能するか？
2. 商標が社会的に問題ないか？
3. 商標が他人の商標と紛らわしくないか？
4. 商標を使用するか？
5. 商標を使用する商品・役務は明確？

4. 商標を使用するか？

自分が使用している（又は使用する予定のある）商標以外は登録できない。→使用しない商標は不可。

以下の場合、商標を使用するか疑わしいと判断され、拒絶理由の対象となる。

- ①1区分内の指定商品・役務の類似群コードが計23以上の場合
- ②互いに類似しない複数の小売等役務（いわゆる小売業）を指定している場合
- ③総合小売等役務を指定している場合
- ④資格がないと行えない役務を指定している場合

⇒①～③の場合、以下のいずれかで拒絶理由回避！

- ・使用予定のない商品・役務の削除（1区分内の類似群コードが計22以内で出願、複数の小売や総合小売等役務を指定しない）
- ・指定した商品・役務に関する事業を実際に行っていることを証明
- ・事業をこれから行う予定があることを証明（「商標の使用を開始する意思」＋「事業予定」の2点提出）

⇒④も、出願人が資格を有しない役務は指定しないよう注意！

4. 商標を使用するか？

- ① 1 区分内の指定商品・役務の類似群コードが計23以上の場合
- ②互いに類似しない複数の小売等役務（いわゆる小売業）を指定している場合
- ③総合小売等役務を指定している場合

✓ 既に指定商品・役務に関する事業を行っている
⇒**その事実が確認できるカタログ・取引書類・新聞記事などを提出すればOK！**

✓ 出願時は事業を行っていないが、これから行う予定
⇒**「商標の使用を開始する意思」と「事業予定」の2点を提出すればOK！**

✓ 上記書類は出願時又は出願後に提出可能。審査前に提出することで、不要な拒絶理由を回避！資料の援用も可能！

※詳細は特許庁HP上の「商標審査便覧」の「41. 100. 03」参照！

4. 商標を使用するか？

④資格がないと行えない役務を指定している場合

対象となる役務の例	登録可能な出願人 ※
「医業」	医師・医療法人・地方公共団体
「歯科医業」	歯科医師・医療法人・地方公共団体
「調剤」	薬剤師・医師・歯科医師・医療法人・地方公共団体
「財務書類の監査又は証明」	公認会計士・監査法人
「税務相談」「税務代理」	弁護士・弁護士法人・税理士・税理士法人・公認会計士
「訴訟事件その他に関する法律事務」	弁護士・弁護士法人・弁理士・弁理士法人
「登記又は供託に関する手続の代理」	弁護士・弁護士法人・司法書士・司法書士法人
「工業所有権に関する手続の代理」	弁護士・弁護士法人・弁理士・弁理士法人

⇒資格がない場合、商標登録を受けられないため、指定役務に含める場合は要注意！

※その他、提出書類の記載等により、出願人が指定役務に係る業務を行い得る事実が確認できた場合は、この限りではない



商標出願のポイント

1. 商標が“目印”として機能するか？
2. 商標が社会的に問題ないか？
3. 商標が他人の商標と紛らわしくないか？
4. 商標を使用するか？
5. 商標を使用する商品・役務は明確？

商品・役務を考える際の注意点

「出願時には想定していなかった商品を販売することになった」

出願後に新しい商品・役務は追加不可！

「商品の使用を想定していない商品・役務も含めてたくさんの商品・役務を記載」

不要な商品・役務の記載は拒絶理由のリスクを高める！

「商品の表示をあいまいに記載」

不明確な商品・役務表示は拒絶の対象！

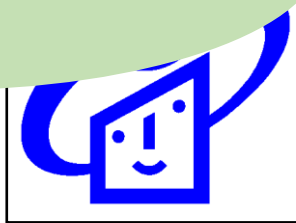
こんなことにならないように・・・

- ✓ 出願前に、今後の事業展開も見据えて、権利化する商品・役務の範囲をしっかりと考える
- ✓ 商標の使用予定のない商品・役務を記載しない
- ✓ 商品・役務の表示は具体的かつ明確に記載

5. 商標を使用する商品・役務は明確？

一般的な名称で記載？

【書類名】 商標登録願
【整理番号】 ○○○○○○
【提出日】 令和○年○月○日
特許庁長官 殿
とする商標】



適切な区分を指定？
(第○類)

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第12類】

【指定商品（指定役務）】 自動車

【第37類】

【指定商品（指定役務）】 自動車の修理

【商標登録出願人】

【識別番号】 0 1 2 3 4 5 6 7 8

【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-4-3

【氏名又は名称】 商標株式会社

【代表者】 代表取締役社長 〇〇〇〇〇〇

「指定商品又は指定役務」は商標権を構成する重要な要素

「指定商品又は指定役務」の表示が不明確だと、商標権の範囲も不明確に

5. 商標を使用する商品・役務は明確？

商品・役務名の調べ方



J-PlatPat トップページ

- ✓ 商品、役務名の言い回しには独特なものも。例えば...
 - ・「〇〇を販売するネットショップ」
⇒役務名「オンラインによる〇〇の小売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」
 - ・「〇〇料理のレストラン」
⇒役務名「〇〇料理を主とする飲食物の提供」
 - ・「〇〇についてのWebメディア」
⇒役務名「オンラインによる〇〇に関する情報の提供」

商品・役務名検索

商品・役務名等から指定商品・指定役務名等を検索できます。検索のキーワード内は、スペース区切りでOR検索します。

【参考情報】

商品・役務の区分又は類似群コードに関する資料 → [類似商品・役務審査基準](#)、[商品・サービス国際分類表](#)

注意事項 → [商品・役務を指定する際の御注意](#)、[商品・役務名検索の利用に当たって](#)

その他 → [分類に関する最近のお知らせ](#)、[採用できない商品・役務名について](#)

国際分類版(期間)

- ☒ 国際分類第12-2024版 (令和6(2024)年1月1日からの出願に適用)
- ☐ 国際分類第12-2023版 (令和5(2023)年1月1日から令和5(2023)年12月31日までの出願に適用)
- ☐ 国際分類第11-2022版 (令和4(2022)年1月1日から令和4(2022)年12月31日までの出願に適用)

データ種別

- ☒ 基 類似商品・役務審査基準
- ☒ N 商品・サービス国際分類表(ニース分類)
- ☒ T TM5 IDリスト
- ☒ 審 審査において採用された商品・役務名(日本語又は英語表記のみ)
- ☒ M WIPO Madrid Goods and S
- ☒ 不可 採用できない商品・役務名

使用する言語

- ☒ 日本語 ☐ 英語

検索キーワード

商品・役務名

例) コーヒー ココア

「商品・役務名」欄に
任意のキーワードを
入力して検索

5. 商標を使用する商品・役務は明確？

区分
例) 03 5 08 27 30 42

類似群コード
09A08 09E28

商標検索にセット

商標検索にセット

＜ご注意
商品・役務
出願した
データ種別
を検討し
採用できない商品

願書に記載する区分（第○類）はここ！

入力した語を含む商品・役務名がヒットするので、
商標を使用する商品・役務に近いものを探して記載
※「データ種別」が「不可」の表示は不明確なので×！

検索ヒット件数
(87)

No.	区分	データ種別	出願番号/ 国際登録番号	商品・役務名(日本語)	商品・役務名(英語)	類似群コード
1	07	N	-	コーヒー豆ひき器（手動式のものを除く。）	coffee grinders, other than hand-operated	09A08 09E28 11A06
2	07	I	-	飲料加工用コーヒー抽出機	Coffee extracting machines	09A08

5. 商標を使用する商品・役務は明確？

公表されている商品・役務名に代えて、自分で考えて自由に記載することも可能。
ただし、不明確な記載は拒絶理由の対象になるため、J - P l a t P a t（商品・役務名検索）で公表されている表示に近い書き方にするのがポイント。

※商品・役務の注意点

https://www.jpo.go.jp/system/trademark/shutugan/ryui/shitei_chui.html

- ✓ 不明確な商品・役務にならないように注意
例：「デザート」
⇒「デザート」は複数の商品に該当する語であるため、商品の表示としては採択できない。
「洋菓子」や「果実」と記載。
- ✓ 商品・役務名に登録商標が含まれないように注意
例：「宅急便」
⇒「宅急便」は登録商標（登録第3023793号、登録第4939122号）のため、
「貨物自動車による輸送」や「荷物の宅配」と記載。

**【商品・役務名の記載について、
事前に相談することが可能】**

**特許庁審査業務部商標課商標国際分類室
電話：03-3581-1101 内線2836**

1

商標（商標権）とは何か及び権利化までの流れ

2

商標出願のポイント（1）

（識別性、公益的な不登録事由、先願）

3

商標出願のポイント（2）

（使用の疑義、不明確な商品・役務）

4

参考情報

（参考 1）出願支援ガイド



- ✓ 特許庁は2021年8月から、商標審査官が教える出願支援ガイド「商標出願ってどうやるの？」を発行。（2024年8月に第4版発行）
- ✓ 初めて商標出願するユーザー向けに、拒絶されない商標出願をするためのポイントを分かりやすく解説。

出願支援ガイド「商標出願ってどうやるの？」

https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota-info/document/panhu/shutugan_shien.pdf

(参考 2) 知財総合支援窓口 (無料相談窓口)

INPIT 知財総合支援窓口

INPIT(インビット)は、特許庁と連携しながら
企業における知的財産活用を支援する公的機関です。

知財支援はINPIT



日本の中小企業経営を支えたい
あなたの会社にも他者にも負けない「何か」があるはず。その「何か」を意識してみませんか？

知財の面から、INPIT知財総合支援窓口がサポートします！



✓ 訪問支援可 ✓ 相談無料 ✓ 秘密厳守

まずはお電話ください！ ☎0570-082100
全国47都道府県に設置されたお近くのINPIT知財総合支援窓口におつなぎいたします

INPIT 知財総合支援窓口
(独)工業所有権情報・研修館 (INPIT) と
日本弁理士会 (JPAA) は、
相互協力して知財経営支援を行っています。



ビジネスに携わる方へ (特に中小企業や地域の事業者)

- ✓ 中小企業などが抱える様々な経営課題について、自社のアイデア、技術、ブランドなどの「知的財産」の側面から解決を図ります！
- ✓ 相談無料、もちろん秘密厳守です！
- ✓ 経験豊富な企業OBなどの窓口支援担当者が、相談内容に応じてアドバイスします！
- ✓ 弁理士・弁護士・中小企業診断士などの専門家からのアドバイスも無料で受けられます！
- ✓ 訪問による支援も可能です！

全国47都道府県に窓口があります！

知財総合支援窓口



で検索！

(参考3) 弁理士への相談

弁理士ナビ
全国の特許事務所や弁理士を検索することができます。アンケートにご協力ください。アンケートは [こちら](#)

フリーワード検索

事務所を探す
弁理士を探す

事務所名・その他の事務所情報
弁理士名・その他の弁理士情報

☐ AND ☐ OR
☐ AND ☐ OR

☐ 研修履歴を検索対象から外す

検索 検索

名前に半角漢字以外の文字等が使用されている関係で、漢字で検索しても該当データが存在しない場合は、カタカナ（ヨミカナ）もお試しください。

条件指定検索

地域を指定する

お探しのエリアを選択してください。

☐ 外国を選択

☐ 北海道 ☐ 東北 ☐ 関東 ☐ 中部 ☐ 関西 ☐ 中国 ☐ 四国 ☐ 九州・沖縄

指定した地域：
☐ 指定しない

相談内容を指定する

☐ 発明相談 ☐ 商標相談 ☐ 意匠相談
☐ 審査・審判手続に関する相談 ☐ 発明・商標・意匠・審査・審判手続以外の相談
☐ 先行技術調査 ☐ 先願・先登録調査 ☐ 国内出願
☐ 国外出願 ☐ 知財価値評価 ☐ 登録業務
☐ 年金管理 ☐ ライセンス・契約 ☐ 講師・社内教育
☐ 知的財産戦略コンサルティング ☐ その他コンサルティング
☐ 鑑定 ☐ 権利侵害判断のための調査(特許・実用新案)
☐ 権利侵害判断のための調査(意匠) ☐ 権利侵害判断のための調査(商標)
☐ 権利侵害判断のための調査(不正競争) ☐ 大学・TLO
☐ 中小・ベンチャー企業 ☐ 指定しない

専門分野を指定する

☐ 特許・実用新案 ☐ 意匠 ☐ 商標
☐ 外国特許 ☐ 外国意匠系 ☐ 外国商標系
☐ 関税法 ☐ 回路配置 ☐ 特定不正競争
☐ 営業秘密 ☐ 著作権 ☐ 種苗法

✓ 日本弁理士会では、無料の知的財産相談室を常設しています。商標の出願手続はもちろん、諸外国の制度や知的財産権全般について弁理士が無料で相談に応じています。

✓ 身近な弁理士を検索できる無料サービス「弁理士ナビ」では、地域や得意分野などからぴったりの弁理士を探ることができます。

<https://www.benrishi-navi.com/>

（参考4）商標活用事例集

事例から学ぶ 商標活用ガイド

～ビジネスやるなら、商標だ！～（2024年版）



- ✓ 2019年に発行した「事例から学ぶ商標活用ガイド」をアップデート。
- ✓ 中小企業や地域の団体などによる商標の活用事例を紹介。20の事例を通じて、商標の活用方法や権利化のメリットを具体的に紹介。
- ✓ 商標制度の概要やよくある疑問に加え、失敗事例についても紹介。

特許庁HPで公開中

https://www.jpo.go.jp/support/example/trademark_guide2024.html

(参考5) お助けサイト

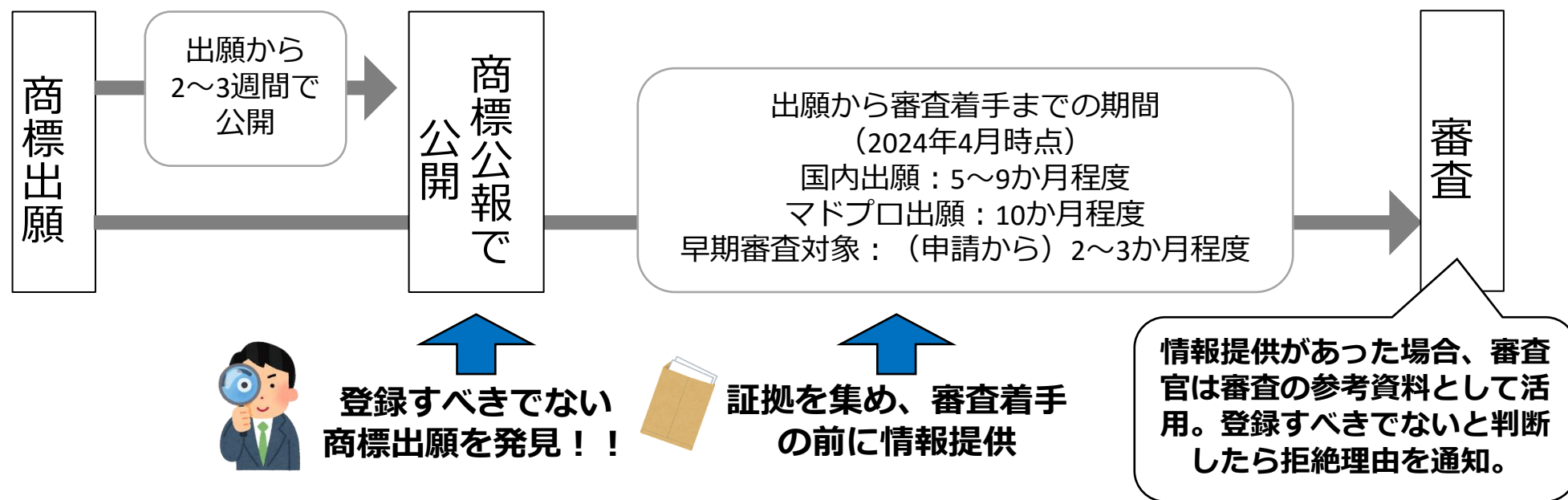


- ✓ 2020年1月から、ひとりでがんばる知財担当の方や初めて出願手続きをされた方などを対象に、特許庁が「お助けサイト」を開設。
- ✓ 特許庁から送付される「拒絶理由通知書」や「登録査定」に対して、次に何をすれば良いかを、わかりやすく解説。

お助けサイト~通知を受け取った方へ~

<https://www.jpo.go.jp/system/basic/otasuke-n/index.html>

（参考 6）商標登録出願に関する情報提供について



- ✓ 特許庁は、出願されている商標に関し、登録要件を満たしていないなどの審査に有用な情報の提供を受け付けています。誰でも情報提供でき、匿名での情報提供も可能です。
- ✓ 商品・役務を扱う業界の実情（一般に使用されている業界用語や、海外で有名なブランド名など）に最も詳しいのは、その業界の当事者の方々です。
- ✓ 出願されている商標の審査に有用と考えられる情報があれば、ぜひ情報提供をお願いします。

「商標登録出願に関する情報提供について」

https://www.jpo.go.jp/system/trademark/shinsa/johotekyo/touroku_jouhou.html

(参考7) 商標審査着手状況（審査未着手案件）

- ✓ 特許庁HPで、商標の審査着手時期の見通しを公開。
- ✓ 通常の出願の審査着手時期の目安の確認が可能。

商標審査着手状況（審査未着手案件） <https://www.jpo.go.jp/system/trademark/shinsa/status/cyakusyu.html>

審査室		審査着手時期（目安）				令和6年6月～令和6年9月に 出願する案件の審査着手までの 期間（目安）
		令和6年6月	令和6年7月	令和6年8月	令和6年9月	
化学	出 願 日	令和5年9月～11月	令和5年10月～12月	令和5年11月～令和6年1月	令和5年12月～令和6年2月	7か月～9か月
食品		令和5年11月～令和6年1月	令和5年12月～令和6年2月	令和6年1月～3月	令和6年2月～4月	5か月～7か月
機械		令和5年9月～11月	令和5年10月～12月	令和5年11月～令和6年1月	令和5年12月～令和6年2月	7か月～9か月
雑貨繊維		令和5年9月～11月	令和5年10月～12月	令和5年11月～令和6年1月	令和5年12月～令和6年2月	7か月～9か月
産業役務		令和5年11月～令和6年1月	令和5年12月～令和6年2月	令和6年1月～3月	令和6年2月～4月	5か月～7か月
一般役務		令和5年10月～12月	令和5年11月～令和6年1月	令和5年12月～令和6年2月	令和6年1月～3月	6か月～8か月
国際商標登録出願		令和5年8月～10月	令和5年9月～11月	令和5年10月～12月	令和5年11月～令和6年1月	8か月～10か月

【担当審査室の見方】

化学審査室（1～5類の商標を主に審査）

食品審査室（29～33類の商標を主に審査）

機械審査室（6～13、19類の商標を主に審査）

雑貨繊維審査室（14～18、20～28、34類の商標を主に審査）

産業役務審査室（35～40類の商標を主に審査）

一般役務審査室（41～45類の商標を主に審査）

※案件に応じて異なる場合があります。

(参考8) 出願前のチェックリスト

- ❑ 商標登録を受けようとする商標は正確かつ明確に記載されているか
- ❑ 商標は「目印」として機能するか
- ❑ 商標は「公益団体・事業を表す著名なマーク」等ではないか
- ❑ 商標を指定商品・役務に使用したとき、商品の品質又は役務の質の誤認を生じるおそれはないか
- ❑ 商標は他人の商標と紛らわしくないか（出願の前に先願商標の調査をしたか）
- ❑ 商標を使用する商品・役務が全て記載されているか
- ❑ 指定商品・役務は使用している又は使用予定の指定商品・役務のみか
- ❑ 指定役務に資格がないと行えない役務が含まれていないか
- ❑ 指定商品・役務の表示は明確か（J - P l a t P a t の商品・役務名検索で確認したか）
- ❑ 出願した後、最初の審査結果が通知されるまでに審査待ち期間があることを理解しているか（急ぐ場合は、早期審査を検討したか）

※早期審査とは一定要件の下、通常より早く審査する制度です。詳細は以下URLを参照してください。

<https://www.jpo.go.jp/system/trademark/shinsa/soki/shkouhou.html>

ありがとうございました

特許庁審査業務部商標課

